

令和8年度

津軽北部二期農業水利事業

若宮幹線排水路（その6）工事

現 場 説 明 書

東北農政局 津軽土地改良建設事務所

1 一般事項

別紙－１によるものとする。

2 契約の保証について

別紙－２によるものとする。

3 工事書類の簡素化について

農林水産省農村振興局が所管する直轄土地改良事業等の請負工事における受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を目的に「提出書類の見直し」、「様式の統一」などを行い、工事書類の簡素化を図るため、土木工事等共通仕様書などの基準等が平成26年３月28日に改正された。

これに合わせ、平成26年４月より農林水産省WEBサイトに提出書類様式を編集可能な形式（Word、Excel）で掲載、ダウンロードを可能とすることで、受注者の利便性の向上を図っている。

なお、上記の土木工事等共通仕様書などの改正内容、提出書類書式及び「工事書類の簡素化」についての概要は、URL（https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/）に掲載されているので確認されたい。

4 積算工種区分等について

本工事の予定価格積算における工種区分等については、「土地改良事業等請負工事積算基準」（農林水産省農村振興局制定）に基づき、次のとおりである。

- （１）工種区分：排水路工事
- （２）施工地域区分：補正なし
- （３）冬期補正：３％
- （４）冬期補正（現場管理費）：０．８％
- （５）豪雪補正：１０％
- （６）単価期：令和８年６月期単価
- （７）週休２日補正：補正なし
- （８）熱中症対策補正（現場管理費）：補正なし
- （９）現場環境改善費の計上：する
- （１０）３次元出来形管理補正（現場管理費）：補正なし
- （１１）３次元出来形管理補正（共通仮設費）：補正なし

5 積算上の工期

- （１）本工事の積算上の工期は、令和８年８月26日～令和９年３月19日（206日間）で考えている。
- （２）借地部に係る工事用道路は、稲刈り終了後の10月上旬から造成を開始することで考えている。

6 設計材料単価について

本工事で用いる資材等のうち、市販の物価資料（建設物価、積算資料等）及び東北農政局WEBサイト（建設資材価格調査表）に記載されている以外の見積単価については競争参加資格確認通知の際に入札ダウンロードシステムで配布することとしている。

7 施工歩掛

令和8年度土地改良事業等請負工事積算基準（農林水産省農村振興局制定）に記載のない歩掛については、以下のとおり考えている。

（1）高压洗浄工、表面被覆工

歩掛は、「鋼矢板超防食セラミックコーティング工法 標準施工マニュアル（新潟県鋼矢板超防食セラミックコーティング工法協会）令和4年6月改訂」を適用している。

1）高压洗浄工

高压洗浄工の機械出力は245MPaとし、出力調整により180～220MPa程度の範囲内で洗浄を行うことで考えている。

86.4m²/日当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話役		人	1.0	
	特殊作業員		人	5.0	
	普通作業員		人	1.0	
機器費	超高压発生装置	245MPa 40L/min	日	1.0	損料（燃料含む）
	ハンドガン	超高压発生装置	日	1.0	
	コンプレッサー	20PS	日	1.0	賃料（燃料含む）
	発動発電機	10KVA	日	1.0	賃料（燃料含む）
	高压ホース	超高压発生装置	日	1.0	
	特殊ダイヤモンドノズル	ノズル損料	日	1.0	
	給水フィルター		日	1.0	

- ・ ※日作業能力の算定条件
- ・ 稼働時間：6時間
- ・ 標準作業能力：18.0m²/h
- ・ 作業環境係数：0.8

2）給水車

給水車は、次のとおり考えている。

1日当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
機器費	散水車	タンク容量 3800ℓ	日	1.0	損料、運転手（一般）、燃料含む

3) 洗浄水

洗浄水は水道水使用とし、自社給水としている。

(2) 鋼矢板表面被覆工

1) 表面被覆工

100m²/日当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話係		人	4.0	
	防水工		人	8.0	
	普通作業員		人	2.0	
材料費	防食材	ラスタップ2110	Kg	54.0	ロス35%含む
	シンナー	専用シンナー	L	10.8	
機器費	発電機等		式	1.0	材料費の2%

2) 給熱養生

①給熱養生

月平均気温が5℃以下の12月～翌年3月を給熱養生と考えている。養生（表面被覆工の施工前の暖気、施工時間含む）は、ジェットヒーターで行い、1施工区間の片岸当たり、下塗り2日間、上塗り2日間の計4日間を考えている。

1日当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
機器費	ジェットヒーター	126MJ (30, 100Kcal)	日	1.0	賃料
	灯油		L	86.4	

②給熱養生日数

月平均気温が5℃以下となる12月以降の期間を給熱養生の対象とし、給熱養生が必要な計6BLについて1BL当たり4日間、計24日間を見込んでいる。

3) 合流工部の面積控除

既設鋼矢板に合流工が入る込む場合、高圧洗浄工と表面被覆工の面積を控除するので、現地計測し報告するものとする。

(3) 鋼矢板孔食処理工

1) 孔食部止水処理 止水セメント A型

12箇所当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話役		人	0.6	
	普通作業員		人	1.2	

2) 矢板継手部漏水処理 止水セメント

208.7m当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
----	----	----	----	----	----

労務費	土木一般世話役		人	7.5	
	普通作業員		人	14.9	

3) 孔食部止水処理 止水セメント、ポリエチレン管 AP型

12箇所当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話役		人	0.6	
	通作業員		人	1.2	
材料費	ポリエチレン管 (軟管)	φ 13	m	1.8	

4) 孔食部止水処理 SS400、t3.2、H100mm×B100mm、ポリエチレン管 BP100型

1箇所当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話役		人	0.02	
	普通作業員		人	0.11	
材料費	ポリエチレン管 (軟管)	φ 13	m	0.15	
	鉄板	W100×H100×t3.2mm	枚	1.00	
	エポキシ樹脂系接着剤		Kg	0.03	

5) 孔食部止水処理 SS400、t3.2、H300mm×B320mm、D300型

1箇所当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話役		人	0.02	
	普通作業員		人	0.13	
材料費	鉄板	W320×H300×t3.2mm	枚	1.00	
	エポキシ樹脂系接着剤		Kg	0.38	

6) 孔食部止水処理 SS400、t3.2、H300mm×B320mm、ポリエチレン管 DP300型

1箇所当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話役		人	0.02	
	普通作業員		人	0.13	
材料費	ポリエチレン管 (軟管)	φ 13	m	0.15	
	鉄板	W320×H300×t3.2mm	枚	1.00	
	エポキシ樹脂系接着剤		Kg	0.38	

7) 孔食部止水処理 SS400、t3.2、H600mm×B320mm、D600型

1箇所当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話役		人	0.03	
	普通作業員		人	0.20	
材料費	鉄板	W320×H600×t3.2mm	枚	1.00	
	エポキシ樹脂系接着剤		Kg	1.19	

8) 孔食部止水処理 SS400、t3.2、H6300mm×B320mm、ポリエチレン管 DP600型

1箇所当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話役		人	0.03	
	普通作業員		人	0.20	
材料費	ポリエチレン管（軟管）	φ13	m	0.15	
	鉄板	W320×H600×t3.2mm	枚	1.00	
	エポキシ樹脂系接着剤		Kg	1.19	

9) 矢板背面充填処理工 ソイルセメント

1箇所当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
労務費	土木一般世話役		人	0.03	
	普通作業員		人	0.18	
材料費	ソイルセメント	普通ポルトランドセメント	Kg	1.00	

(4) 既設水路保護工

既設水路保護に係る半割加工、材料の運搬および設置・撤去の歩掛については、下記のとおり整である。また、既設のラワン合板については、受注者が半割加工を行うものとし、その損耗率は70%と考えている。

1) 側溝蓋 ラワン合材（半割加工）幅 0.45m, t12mm 長さ 1.82m

262枚当たり

項目	名称	規格	単位	数量	備考
材料費	ラワン合材（Ⅱ類耐水ベニヤ）	長1820mm, 厚12mm, 幅450mm	枚	262	
労務費	土木一般世話役		人	1.5	
	普通作業員		人	3.0	

機器費	ダンプトラック	4 t 級	日	2.0	損料、運転手 (一般)、燃料 含む
-----	---------	-------	---	-----	-------------------------

(5) 大型土のう

1) 大型土のうを排水路内で施工する機械は、ラフテレーンクレーン 25 t 吊りを考えている。

(6) 雪寒仮囲い工

1) 施工歩掛

令和 8 年度国土交通省土木工事積算基準「雪寒仮囲い工 (P 型)」を適用している。

2) 数量

雪寒仮囲い数量は、2,022m² を考えている。

(7) 笠コンクリートフレーム

令和 8 年度国土交通省土木工事積算基準「笠コンクリートブロック」を適用している。

(8) 組立式仮設水路

1) 組立式仮設水路 (設置、撤去)

54m/セット当たり

項 目		単位	数量	備考
設置	バックホウ 0.8m ³ 級 (平積 0.6m ³) 吊能 2.9 t	台	2.0	軽油、運転手 (特殊) 含む
	土木一般世話役	人	2.0	
	特殊作業員	人	4.0	
	普通作業員	人	2.0	
撤去	バックホウ 0.8m ³ 級 (平積 0.6m ³) 吊能 2.9 t	台	2.0	軽油、運転手 (特殊) 含む
	土木一般世話役	人	2.0	
	特殊作業員	人	4.0	
	普通作業員	人	2.0	

2) 組立式仮設水路基礎工

87 m³/日当たり

名 称	単位	数量	備考
バックホウ (クローラー型・超ロング・アーム排対型 2 次) バケット容量 山積 0.4 m ³ (平積 0.3m ³) 最大作業半径 15-19	日	1.48	基礎材投入、 法面バケット転圧
軽油 ハートル給油	ℓ	85	
運転手 (特殊)	人	1.0	

普通作業員	人	2.0	基礎作業員
-------	---	-----	-------

(9) 袋詰玉石

袋詰玉石（2t／袋）は、車力制水門改修工事（山田川左岸）の作業ヤードから撤去し、若宮幹線排水路の計画水路底以下に設置するものとする。これに要する歩掛は、下表のとおりである。

1) 袋詰玉石（撤去）

75 袋当たり

名 称	単位	数量	備考
土木一般世話役	人	1.0	
特殊作業員	人	1.0	
諸雑費		0.005	上記計
バックホウ 0.8m ³ 級（平積 0.6m ³ ） 吊能 2.9 t	日	1.38	
軽油（パトロール給油）	リットル	110.0	
運転手（特殊）	人	1.0	

2) 袋詰玉石（設置）

45 袋当たり

名 称	単位	数量	備考
土木一般世話役	人	1.0	
特殊作業員	人	1.0	
普通作業員	人	1.0	
諸雑費		0.002	上記計
ラフタレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型低騒・排対型 吊上能力 25t 吊り	日	1.00	軽油、運転手 （特殊）含む

8 敷鉄板

(1) 敷鉄板の供用日数等は、次のとおり考えている。

使用場所	条件値等	供用日数	使用回数
工事用道路、車廻し	設置～賃料～撤去	143日	1回
工事用道路、張出部	設置～賃料～撤去	129日	4回
工事用道路、張出部	設置～賃料～撤去	95日	3回
工事用道路、張出部	設置～賃料～撤去	33日	1回

工事用道路、隅切り部	設置～賃料～撤去	143日	1回
工事用道路、車廻し	設置～賃料～撤去	143日	1回
工事用進入路、支線道路	設置～賃料～撤去	143日	1回
工事用進入路、町道173号線	設置～賃料～撤去	143日	1回
建設発送土受入地1、2	設置～賃料～撤去	143日	1回

9 水替工

(1) 仮締切内

仮締切内の水替工は、次のとおり考えている。

区間	排水区分	想定排水量	規格、台数	運転日数	備考
各 BL	常時	0 以上 7 m ³ /h 未満	φ 50m/m×1 台	16 日	

(2) 仮締切外

大型土のう及び組立式仮設水路の設置・撤去時に、施工 BL 上流側にポンプを設置し、上流からの排水を下流への転流を考えている。

水替工地点	排水区分	想定排水量	規格、台数	運転日数	備考
各 BL 上流から 下流へ転流	常時	450 以上 1,200 m ³ /h 未満	φ 200m/m×5 台	12 日	設置・ 撤去

10 運搬距離及び運搬基地

(1) 土砂仮置場

本工事で使用する山砂の積算距離は、次表のとおり考えている。

搬出先	積算距離	備 考
本工事	5.5km まで	山砂

(2) 建設発生土

本工事で発生する建設発生土の積算距離は、次表のとおり考えている。

搬出先	積算距離	備 考
建設発生土受入地 1	5.5km まで	山砂
建設発生土受入地 2	5.5km まで	掘削土、粘性土

(3) 建設資材廃棄物

本工事で発生する建設資材廃棄物の積算距離は、次表のとおり考えている。

建設資材廃棄物	搬出先	積算距離	単位体積重量
有筋コンクリート殻	(有)晃新	10.9 km	2.50t/m ³
廃プラスチック (土木シート、遮水シート)	(株)竹内組 破碎施設	6.5 km	0.033 t /m ³

(4) 仮設材

敷鉄板の数量、運搬基地等は、次表のとおり考えている。

運搬基地	施工場所	数量	積算距離	備考
つがる市役所	本工事	328.83 t	30km まで	
	建設発生土受入地 1.2	6.42 t	40km まで	

(5) 耐候性大型土のう、袋詰玉石の積算距離は、次表のとおり考えている。

1) 積算距離

支給品置き場	施工場所	積算距離	備考
車力制水門改修工事	本工事	4.5km まで	

2) 運搬車両

車力制水門改修工事から、本工事までの運搬車両は、ダンプトラック 4 t 級で考えている。

3) 袋詰玉石

袋詰玉石 2 t 級の容量は、 $1.25\text{m}^3/\text{袋}$ を考えている。

11 輸送運搬費

(1) 超ロングアームバックホウ輸送費

運搬基地	施工場所	単位	数量	積算距離	備考
つがる市役所	本工事	台	2	50km まで	

別紙－１

一般事項

１ 労働災害の防止について

既に、労働省労働基準局長より「建設業における労働災害防止対策の徹底について」（昭和 53 年 12 月 15 日付基発第 687 号）で、建設業関係団体に通知されているところであるが一層徹底するよう努めること。

- （１） 工事の計画段階における安全性の検討
- （２） 技術管理の徹底
- （３） 安全衛生に関する責任体制の確立
- （４） 工程の適正化

２ 元請、下請関係の合理化について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等の適正化（請負代金の支払をできる限り早くすること、できる限り現金払とすること及び手形で支払う場合、手形期間は 120 日以内でできる限り短い期間とすること等）、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

３ 適正な工事施工の確保について

- （１） 受注者は、工事請負契約書第 6 条（一括委任又は一括下請負の禁止）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条（一括下請負の禁止）の規定に抵触する行為が行われることのないようこれを厳守すること。
- （２） 受注者は、工事現場に設置が義務づけられている専任、主任技術者等については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。
- （３） 発注者は、農林水産省制定「土木工事共通仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節総則 1－1－16 及び「施設機械工事等共通仕様書」第 1 編第 1 章第 6 節履行報告ほか 1－6－3 に基づき、受注者から提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を行う場合があるので、これに応ずること。

４ 労働福祉の改善等について

建設労働者の福祉の向上を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

５ 建設業退職金共済制度について

- （１） 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という）に加入するとともに、建退共制度の対象となる労働者に係る共済証紙（以下「証紙」という）を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付するものとする。
- （２） 受注者は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書の規定に基づき、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という）を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。ただし、この期限内に収納書を提出できない特別の事情

がある場合においては、あらかじめその事由及び証紙の購入予定を併せて申し出ること。

- (3) 受注者は、(2)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合などにおいて、証紙を追加購入したときは、当該証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。

なお、(2)の申し出を行った場合又は請負代金の増額変更があった場合において、証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

- (4) 発注者は、証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 受注者は、下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係る証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (6) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、証紙を共済手帳へ貼付するなどの事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (7) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。
- (8) 建退共制度に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがある。

6 ダンプ・トラック等による過積載等の防止について

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプ・トラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

7 公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について

建設投資の低迷や金融機関による不良債権処理の加速等により、建設業は非常に厳しい環境に直面し、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は資金繰りの悪化及び連鎖倒産等の問題に直面していることを踏まえ、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度に係る事務取扱いについて」において、従来から実施してきた下請セー

フティネット債務保証事業の対象範囲の拡大が図られたので、適切な運用に努めること。

8 不法無線局について

不法無線局（電波法に基づく免許を受けずに開設した無線局）を設置した車両は工事現場周辺他で電波障害等を引き起こすため、受注者は電波法令を厳守すること。

なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。

9 違約金

本契約に関し、受注者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 48 条の 2 第 1 項又は第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

- (2) 受注者の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

また、受注者が上記の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

10 間伐材等木材の利用促進について

農林水産省は、公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）を推進するため、平成 22 年 12 月 28 日に策定した「新農林水産省木材利用促進計画」に基づき、木材利用の促進を図ることとしている。

ついては、工事用の看板や標識、残存型枠及び木柵等の工事については間伐材等木材利用の促進に努めること。

11 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

12 一次下請業者への支払について

一次下請業者に対する工事代金の支払は、速やかに現金又は 90 日以内の手形で行うものとする。

別紙－２

契約の保証について

- (１) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行弘前代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 関口 次郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求め旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律

- (昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社 (以下「金融機関等」と総称する。) とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 伊藤 光弘」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に、記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書 (変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。) の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 伊藤 光弘」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事

務所長 伊藤 光弘」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

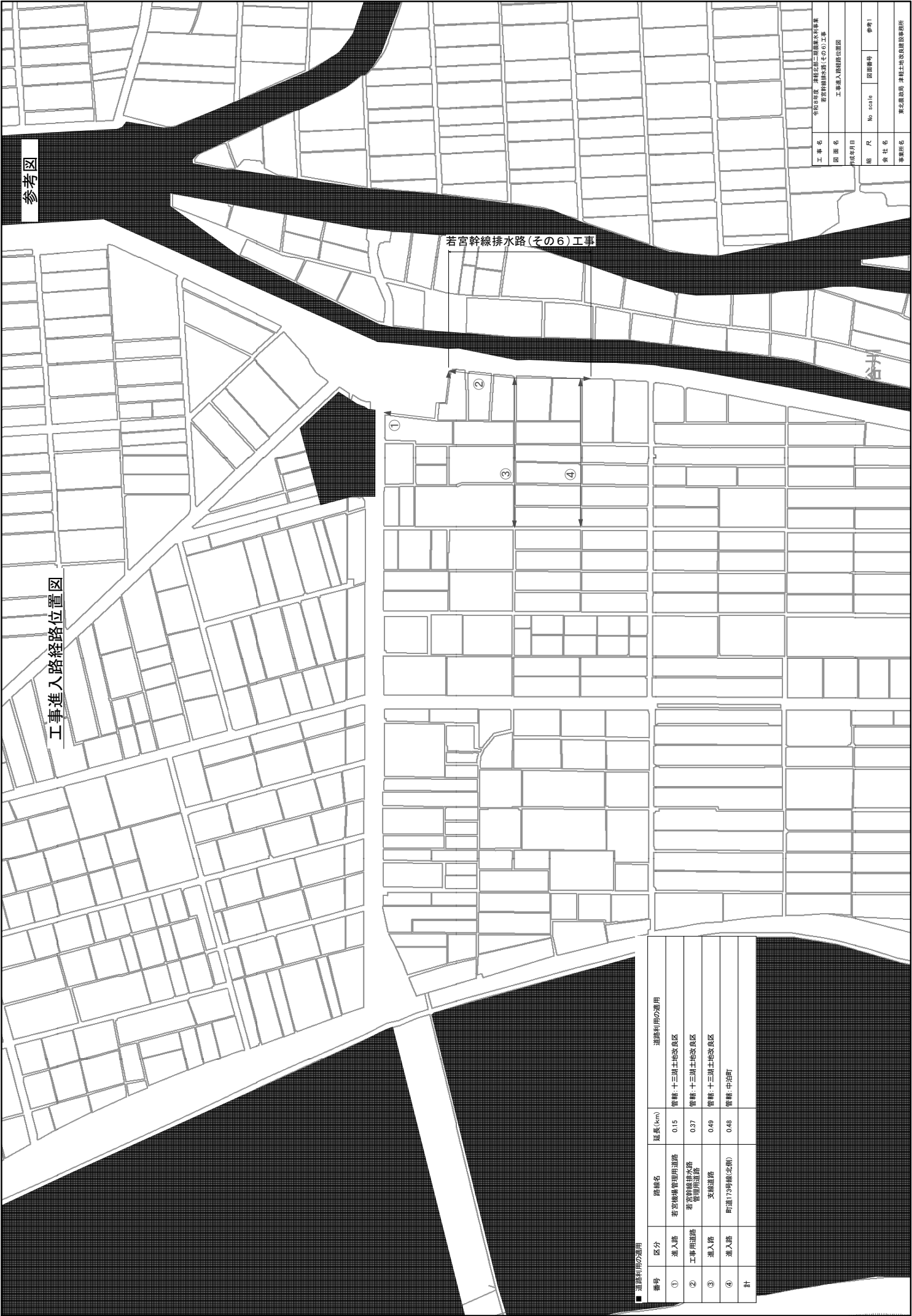
保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

令和8年度 津軽北部二期農業水利事業
若宮幹線排水路(その6)工事

図 面 目 録 [参考図]

図面番号	図 面 名 称	枚 数	備 考
参考1	工事進入路経路位置図	1	
参考2	雪寒仮囲い断面図	1	
計		2	



参考図

工事進入路経路位置図

若宮幹線排水路(その6)工事

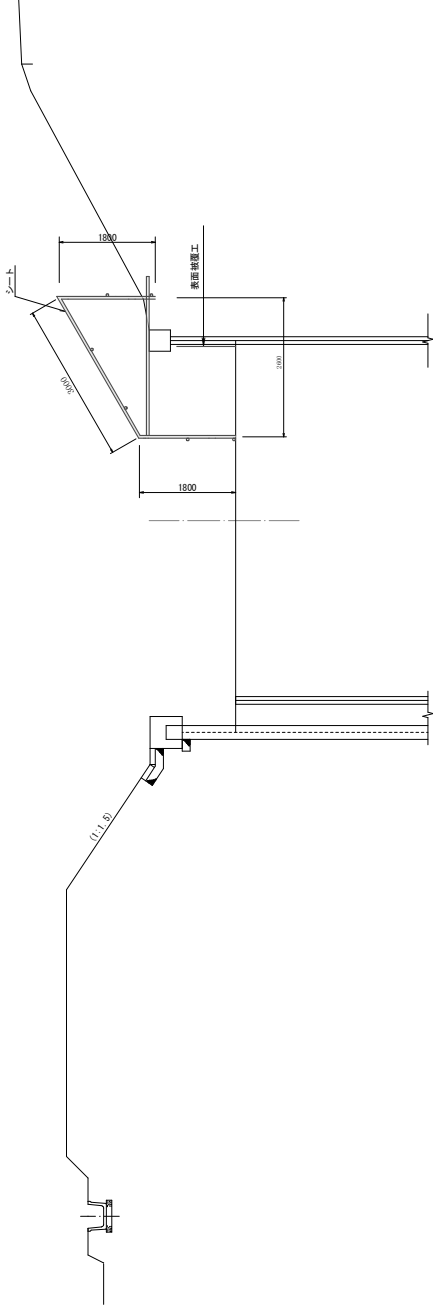
■ 道路利用の運用		道路利用の運用	
番号	区分	路線名	延長(km)
①	進入路	若宮地蔵管理用道路	0.15
②	工事用道路	若宮地蔵排水路	0.37
③	進入路	支線道路	0.40
④	進入路	町道175号線(北側)	0.48
計			

工事名	令和8年度 建設と国土形成基本計画事業
図面名	若宮地蔵排水路(その6)工事
作成年月日	工事進捗状況図
縮尺	No scale
図面番号	参考1
作成所	東北建設局 建設土地改良課防排水科

雪寒仮囲い断面図

S=1:50

参考図



※（ ）は参考

工事名	令和8年度「茨城北関東二府県雪灾対策事業」 若菜村臨時仮設水防くすのり工事		
図面名	雪寒仮囲い断面図		
作成年月日			
冊 尺	図示	図面番号	参考2
会社名			
事業所名	茨城北関東二府県雪灾対策建設事務所		